

第2回宮崎県沿道修景美化推進検討委員会 議事概要

1 日時

平成28年2月10日（水）午後1時30分～4時

2 場所

宮崎県庁 本館2階 講堂

3 出席委員（16名）

委員長 関西 剛康、委員 熊野 稔、委員 渡邊 綱纜
委員 黒田 博司、委員 伊藤 慎一郎、委員 安田 宏士
委員 谷越 衣久子、委員 谷口 由美繪、委員 田代 学
委員 川口 道子、委員 久保 幸治、委員 竹林 秀基
委員 福嶋 清美、委員 瀬戸長 秀美、委員 森山 福一
委員 馴松 義昭

4 議事

- (1) 第1回検討委員会の議事概要について
- (2) 第1回地域ワーキンググループの結果について
- (3) 宮崎県沿道修景美化の基本目標及び基本方針（案）について
- (4) 沿道修景美化推進路線の修景コンセプト（案）について
- (5) 委員会設置要綱の改正（案）について

5 委員からの主な意見等

(1) 第1回検討委員会の議事概要について

- (委員) 協働の枠組みや、宮崎らしさをアピールする方法について、具体的にどのようにしていくのか
- (事務局) 今回の検討事項は基本的な考え方が中心であり、具体的な部分は今後の地域ワーキンググループ等も踏まえて、別途実施する詳細設計の中で検討していきたい。
- (委員長) 基本計画の下にアクションプランを定め、細かく決めていくのか。詳細設計はどのような枠組みで行うのか。

(事務局) 策定した基本計画をもとに、個別の詳細設計を各出先機関において行っていく予定であるが、その枠組み等については次回の検討委員会で示したい。

(2) 第1回地域ワーキンググループの結果について

(委員) 地域ワーキンググループの意見は植栽の維持管理についての部分に集中しているようだが、観光や地域振興についての意見は出なかったのか。

(事務局) 植栽地区や寄植、樹木等に関する意見を抽出して示している。それ以外の意見については、参考資料にまとめており、基本方針の中に反映している。

(委員長) 具体的な維持管理の部分と、観光や景観といった大きなコンセプトの部分も合わせて、地域住民が自分たちの地域をどうしていきたいのかを、地域ワーキンググループの中で意見を伺う必要がある。

(委員) 細かい部分に注目しすぎると、大きな視点が抜けてしまう。宮崎のひなたを沿道修景でどう表現するのかなど、考えていく必要がある。

(委員) 大きな視点も重要だが、細かい部分の意見は地域の目線からの小さな気づきの表れであり、それも大事である。

(委員長) 大きな視点と細かい意見と、両方を取り入れて基本計画となる。

(委員) アダプトプログラムやボランティアサポートプログラム、道守活動など、九州では盛んに行われており、そういった既存の仕組みをうまく協働に活かせると良い。住民や企業が実際に参加できるかどうか、また行政の手が届きにくい部分で協力を仰ぐのも、協働の一つのポイントとなる。

(委員) 対応方針における除草のあり方など、具体的にはどう整理していくのか。

(事務局) 路線ごとの除草の回数など、最終的には基本計画の中で示したい。維持管理の見直しで浮いたコストで、除草を充実させることなどを

考えており、コスト面の検討を踏まえ、第3回検討委員会で示したい。協働については、既に県内で取り組んでいる事例もあり、それらを県内へ段階的に広げていくような仕組みとしたい。

(委員) 各地区で道路愛護等のボランティア活動が行われているが、どの部分を県がやって、どの部分を協働で、地域に任せるのかなど、整理して示せると良い。

(委員) 地域には活動に積極的な団体や住民はたくさんいる。地域の取組では限界の部分を、どう行政と連携できるかと考えている。基本計画の中で沿道修景の理念を示し、伝えていって欲しい。基本方針や対応方針には、樹木特性を生かすということを盛り込んで欲しい。

(委員長) 理念をどうアクションプランに落とし込むかが重要で、その先に宮崎らしさを表現した宮崎モデルとして打ち出せると良い。

(3) 宮崎県沿道修景美化の基本目標及び基本方針(案)について

(委員) 「おもてなしの道づくり」、「道の新たな価値」といった視点が、基本目標のキーワードとなると考える。

(委員) 日向市金ヶ浜における眺望回復の取組事例の写真を見て、これが全てだと感じた。こういった事例を県内に広げていけると良い。「美しい宮崎づくり」とは、新しく作るのではなく、もともとあった美しい宮崎を、県内外に向けて見える形にしていくことだと考える。

(委員長) 県内にたくさんある景観資源を、どのように発掘し、生かしていくかが重要である。

(委員) 「美しい宮崎づくり」とは、県土美化条例にも出てくるような、県の大きなテーマとして決まっている言葉なのか。また、基本方針の「新たな視点」という言葉は、「新たな価値」など具体的な言葉で言い換えられると良い

(委員長) 「美しい宮崎づくり」の「美しい」が指す意味など、明確に示せると良い。

(委員) 「美しい宮崎づくり」は、県土美化条例の中でも中心となる言葉であり、今後打ち出していく目標として考えている。

(委員) 沿道修景にとって、「美しい宮崎づくり」の「美しい」とは宮崎の豊かな自然環境を指す言葉である。沿道修景の目的は、道路を植栽で飾ることではなく、道路の背景の美しい自然景観を際立たせるために、道路の景観を整えることであり、道路空間と自然環境を合わせたものが沿道空間である。

(委員) おもてなしと協働がキーワードである。おもてなしは、もてなす側が楽しむことで、それが県民のくらしや心の豊かさにつながるようなものとなると良い。

50年先を見据えるのであれば、沿道修景の先駆者である宮崎県が世界に向けて発信し、世界から勉強に来るようなものとして欲しい。ナショナルトラストのような世界に誇れる仕組みを宮崎で作るというぐらいの気概が必要である。

南九州大学の造園学科と連携し、造園業の発展につながるような取組もできると良い。

宮崎ではじまった沿道修景に、協働の視点が加わることによって、新たな価値が生まれ、見に来たいという人も現れる。

(委員長) グローバルな視点から高い目標を立てるとき、その言葉の中に理念が見えるものである必要がある。50年先を見据えたとき、目標をどう実現していくかが重要で、そこに協働がつながってくる。協働の具体的なシステムについても、委員会の中で示せると良い。

(委員) 戦略と戦術を持って取り組む必要がある。世界への発信として、沿道修景認定団体を設立することも考えられる。

(委員長) 沿道修景については宮崎がリーダーシップを担うという気持ちが重要である。宮崎の沿道修景は、岩切章太郎氏が作り上げてきた歴史から、新たな時代への過渡期にある。高い目標のもとで、宮崎の沿道修景の歴史とコンセプトを発信していけると良い。

(事務局) 協働のシステムを考えていく上で、協働の質、担い手の質を確保する仕組みは必要と考えており、大学や造園関係団体など、専門家との連携についても検討したい。第3回委員会では、ある程度の方向性を示したい。

(4) 沿道修景美化推進路線の修景コンセプト（案）について

- (委員) 推進路線に新たに追加を検討している10路線についても、観光を意識した設定となっており、評価できる。予算面も含めて、持続可能な維持管理を行うための選択と集中は重要である。
- (事務局) 既存の予算の範囲内で推進路線31路線の維持管理を行っていくには、大胆な強弱の設定が必要と考えている。観光振興は沿道修景の当初からの基本的な目標であり、今後も継承していく。
- (委員) 中山間地域の支援といった考え方から、推進路線を追加することはないのか。小林市須木のすきむらんど、木城町のえほんの郷、美郷町南郷区の百済の里、日向市東郷町の牧水公園など、中山間地域で観光振興や地域振興のために力を入れているところはある。
- (事務局) 視点については理解するが、推進路線に指定しなくても整備をしていく路線はあると考えており、今回追加するのは案で示した9路線ということで、ご理解いただきたい。
- (委員) 推進路線と新たに追加する路線等について、次回の地域ワーキンググループでの意見も踏まえて検討することとなる。
- (委員長) 予算も含めて実現可能な計画を立てるために、協働という方向性は間違っていない。宮崎はボランティアの数は多いが、修景の技術という面から見ると差がある。専門家が助言できるような、県の景観アドバイザーのような仕組みとして、「沿道修景アドバイザー制度」の創設も一つのプランとして挙げられる。
- (委員) 実際のボランティアの現場でも、参加者間の技術や思いの差を感じている。基本計画を実際に各路線に落としとして行くには、全体を見通した工程表や、路線ごとのアクションプランなどが必要になると考える。
- (委員長) 沿道修景には、植物、景観、環境、観光、社会、美学など、様々な観点が混在しているが、それらを踏まえたうえで、路線ごとの強弱にまで踏み込んだ計画とすることで、未来へつなげる方向性を示すことができる。

(委員) 修景コンセプトには、地域の人々が路線の風景を思い描けるような言葉を練り上げて欲しい。地域を表す言葉などが入ると良い。

(委員) 推進路線は、全県公園化構想の下で、観光地や自然公園、都市公園と市街地を結ぶ路線を意識して選定してきた経緯がある。路線にあるそれらのポイントが意識できるように、コンセプトと説明資料を整理して欲しい。

(委員長) 推進路線を示した路線図上で、「美しい宮崎」を表す場所や、地域の景観資源等も表現されると良い。

(5) 委員会設置要綱の改正(案)について

(委員長) 委員会の設置期間を、平成28年9月30日までとして改正してよろしいか。

(異議なし)

以 上